

## 旭川工業高等専門学校地域連携・研究推進センター運営規則

制定 平成30. 3. 15規則第5号

### 旭川工業高等専門学校地域連携・研究推進センター運営規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定）第11条及び旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第22条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校地域連携・研究推進センター（以下「センター」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 センターは、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、地域社会における産業技術の振興及び発展に寄与するとともに、本校教職員の研究活動を推進し、本校の教育研究の活性化を図ることを目的とする。

#### (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの管理及び運営に関すること。
- (2) 地域の教育文化活動及び生涯学習活動等の支援に関すること。
- (3) 旭川工業高等専門学校産業技術振興会との連携に関すること。
- (4) 自治体及び高等教育機関との連携に関すること。
- (5) 技術相談に関すること。
- (6) 共同研究・受託研究等の受入れ支援に関すること。
- (7) 教職員の研究活動支援に関すること。
- (8) 研究成果の公表に関すること。
- (9) その他地域との連携及び研究の推進に関すること。

#### (組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長（地域連携担当） 1人
- (3) 副センター長（研究推進担当） 1人
- (4) センター員 5人

#### (センター長)

第5条 センター長は、教授のうちから校長が指名する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。

#### (副センター長)

第6条 副センター長は、教員のうちから校長が指名する。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の命を受け、センターの業務を処理するとともに、センター長の職務を補佐する。

#### (センター員)

第7条 センター員は、副センター長の所属学科・科を除く各学科及び科の教員並びに技術創造部職員（グループ長以上の職に限る。）のうちから各1人とし、校長が指名する。

2 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター員は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。

(事務)

第8条 センターの事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の制定後、最初のセンター構成員の任期は、第5条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

3 旭川工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営規則（平成18年達第28号）及び旭川工業高等専門学校研究推進室運営規則（平成27年達第17号）は、廃止する。